

二一五 特定猟具使用禁止区域（銃器）

二百一 関東谷・川島特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡一宮町一宮地先の国道二二八号と長生郡一宮町町道一級三号線との接点を起点とし、同所から同町町道一級二号線を北西へ進み長生郡睦沢町道前原櫛線との接点に至り、同所から同町町道前原櫛線を北西へ進み同町町道川島幹線との接点に至り、同所から同町町道川島幹線を北西へ進み一宮川右岸との交点に至り、同所から一宮川右岸を北東へ進み国道二二八号との交点に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百一 妙楽寺・デイスターゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡睦沢町妙楽寺二七七番三地先の長生郡睦沢町町道妙楽寺地引線と県道大多喜一宮線との接点を起点とし、同所から県道大多喜一宮線を南西へ進み長生郡睦沢町と夷隅郡大多喜町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み長生郡睦沢町と長生郡智長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み長生郡睦沢町町道佐貫縦貫線との接点に至り、同所から同町町道佐貫縦貫線を北東へ進み同町町道一一七二号線との接点に至り、同所から同町町道一一七二号線を南東へ進み同町町道妙楽寺地引線との接点に至り、同所から同町町道妙楽寺地引線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四 三芳特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市山下地先の南房総市市道三芳一一〇号線と同市市道三芳一号線との交点を起点とし、同所から同市市道三芳一号線を北東へ進み同市市道大字口三号線との接点に至り、同所から同市市道大字口三号線を北東へ進み同市市道三芳三号線との接点に至り、同所から同市市道三芳二号線を北東へ進み同市市道三芳五号線との接点に至り、同所から同市市道三芳五号線を東へ進み同市市丸本郷と同市山名との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市田と同市山名との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市田と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同市市道本織八号線を南西へ進み同市市道三芳二二号線との接点に至り、同所から同市市道三芳二二号線を南西へ進み館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み滝川右岸との交点に至り、同所から滝川右岸を西へ進み同市府中四五八番地先の館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市下滝田と同市富浦町宮本との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市上滝田と同市富浦町宮本との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市上滝田と同市富浦町青木との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北へ進み同市大掛と同市上滝田との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み平久里川左岸との交点に至り、同所から平久里川左岸を南東へ進み県道富山丸山線との交点に至り、同所から県道富山丸山線を南東へ進み同市市道三芳一一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道三芳一一〇三号線を南西へ進み同市市道三芳一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道三芳一一〇号線を北西へ進み同市市道下滝田二二号線との接点に至り、同所から同市市道下滝田二二号線を南へ進み同市市道三芳二二〇号線との接点に至り、同所から同市市道三芳二二〇号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五 芝山ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡芝山町大台地先の山武郡芝山町町道二一一二四号線と同町町道二一一〇号線との接点を起点とし、同所から同町町道二一一〇号線を北東へ進み同町町道二一九〇号線との接点に至り、同所から同町町道二一九〇号線を北東へ進み同町町道二一八九号線との接点に至り、同所から同町町道二一八九号線を北西へ進み同町町道二一八七号線との接点に至り、同所から同町町道二一八七号線を北西へ進み同町町道二一七七号線との接点に至り、同所から同町町道二一七七号線を東へ進み同町町道二一八六号線との接点に至り、同所から同町町道二一八六号線を北東へ進み同町町道二一八五号線との接点に至り、同所から同町町道二一八五号線を南東へ進み同町町道二一七九号線との接点に至り、同所から同町町道二一七九号線を北東へ進み県道大里小池線との接点に至り、同所から県道大里小池線を南東へ進み同町町道二一四号線との接点に至り、同所から同町町道二一四号線を南西へ進み同町町道一九五号線との接点に至り、同所から同町町道一九五号線を南東へ進み県道大里小池線との接点に至り、同所から県道大里小池線を南へ進み同町町道二一一〇〇号線との接点に至り、同所から同町町道二一一〇〇号線を南西へ進み同町町道二一一四号線との接点に至り、同所から同町町道二一一四号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百七 成東・東金食虫植物群落特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市島地先の山武市市道〇一一〇二八五号線の起点を起点とし、同所から同市市道〇一一〇二八五号線を南東へ進み東金市と山武市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み東金市上武射田四九番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市市道二二五八号線との接点に至り、同所から同市市道二二五八号線を南東へ進み同市市道二二〇四号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇四号線を南西へ進み作田川右岸との交点に至り、同所から作田川右岸を南東へ進み県道緑海東金線との交点に至り、同所から県道緑海東金線を南西へ進み同市市道二二〇二号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇二号線を北東へ進み同市市道二二六七号線との接点に至り、同所から同市市道二二六七号線を北西へ進み山武市市道〇一一〇三〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇三〇〇号線を北西へ進み同市市道〇一一〇二九一号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一〇二九一号線を北東へ進み同市市道〇一一〇二九一号線の終点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

二百八 白里特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市四天木地先の県道一宮片貝線と大網白里市市道六〇〇〇七一七号線との接点を起点とし、同所から同市市道六〇〇〇七一七号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二七号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇一六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇一六号線を南西へ進み同市市道六〇〇〇二八号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二八号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇一五号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇一五号線を北東へ進み同市市道六〇〇〇二五号線との交点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二五号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇一四号線との交点に至り、同所から同市市道六〇〇〇一四号線を南西へ進み同市市道六〇〇〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二六号線を北西へ進み同市市道〇二一〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇一九号線を南西へ進み同市市道六〇〇〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二二号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇二六号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇〇六号線を北西へ進み同市市道六〇〇〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道六〇〇〇一〇号線を北東へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から同管理道路を北東へ進み東金市市道四五七六号線との接点に至り、

山武郡芝山町大里地先の国道二一九号と香取郡多古町国道喜多・五反田線との接点を起点とし、同所から同町国道喜多・五反田線を南東へ進み山武郡芝山町国道二一九号線との接点に至り、同所から同町国道二一九号線を南西へ進み同町国道二一九号線との接点に至り、同所から同町国道二一九号線を西へ進み同町国道二一九号線との接点に至り、同所から同町国道二一九号線を北西へ進み同町国道二一九号線との接点に至り、同所から同町国道二一九号線を南東へ進み同町国道二一九号線との接点に至り、同所から同町国道二一九号線を北西へ進み同町国道二一九号線との接点に至り、同所から同町国道二一九号線を南東へ進み同町国道二一九号線との接点に至る線で囲まれた区域

山武市沖渡地先の山武市道〇〇―二〇三号線と同市市道〇〇―二〇二号線との交点を起点とし、同所から同市市道〇〇―二〇二号線を北東へ進み同市市道〇六―〇六六号線との接続に至り、同所から同市市道〇六―〇六六号線を北東へ進み同市市道〇〇―二〇一號線との接続に至り、同所から同市市道〇〇―二〇一號線との接続に至り、同所から同市市道〇〇―二〇一號線との接続に至り、

二百十二 バールド成田特定猟具使用禁止区域（狩猟地）

武郡之山町小池地先の県道成田松尾線と県道八日市場八街線との交点を起点とし、同所から県道八日市場八街線を南西へ進み富里市と山武郡之山町との境泉線との接点に至り、同所から同境泉線を北西へ進み同町町道三一九三号線との接点に至り、同所から同町町道三一九三号線を北東へ進み同町町道一六号線との接点に至り、同所から同町町道一六号線を北東へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から県道成田松尾線を南東へ進み起点に至る線に囲まれた区域

匠匠市堀川地先の県道八日市場栄線と匠匠市市道二二六二号線との接点を起点とし、同所から同市市道二二六二号線を北東へ進み同市市道二二五五号線との交点に至り、同所から同市市道二二五五号線を南東へ進み県道飯岡片目線との接点に至り、同所から県道飯岡片目線を南西へ進み県道八日市場栄線との交点に至り、同所から県道八日市場栄線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

野田市船形地先の野田市市道二三〇二号線と同江市道二三〇四号線との接点を起点とし、同所から同江市道二三一〇四号線を北西へ進み同市船形四、六四二番六地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市船形四、六六一番二地先の私道との接点に至り、同所から同私道を北東へ進み同江市道二〇五〇号線との接点に至り、同所から同江市道二〇五〇号線を北東へ進み同市小山四、三三四番二地先の利根川管理用通路との接点に至り、同所から同管理用通路を南東へ進み同江市道二三〇二号線との接点に至り、同所から同江市道二三〇一号線を南西へ進み起点に至る線に囲まれた区域

銚子市豊里台三丁目地先の銚子市市道二〇三二一―号線と県道多古沓本線との接点を起点とし、同所から県道多古沓本線を南東へ進み同市市道二〇〇〇一―号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇〇二―号線を南東へ進み同市市道二〇一九七―号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一九七―号線を南西へ進み同市市道二〇一九七―号線に至り、同所から同市市道二〇一九七―号線と

二百十六 山武市上横地特定獵具使用禁止区域（銃器）

山武市柴原地先の山武市市道〇〇―一〇一九号線と国道二二六号との接点を起点とし、同所から国道二二六号を北東へ進み同市市道〇〇―一〇四一
号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇四一号線を南東へ進み同市市道〇〇―二〇四二号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―二〇四二
号線を南西へ進み同市市道一〇三〇九号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇三〇九号線を南西へ進み同市市道〇三〇七五号線との
接点に至り、同所から同市市道〇三〇七五号線を南西へ進み同市市道〇〇―一〇一九号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇一九号線を
を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十七 山武市富口特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市富口地先の県道成東鳴浜線と山武市市道〇〇―一〇二〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇〇―一〇二〇号線を北東へ進み同市市道〇〇―一〇二四号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇二四号線を南東へ進み同市市道〇〇―一〇二三号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇二三号線を南西へ進み県道成東鳴浜線との接点に至り、同所から県道成東鳴浜線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十八 天羽マリーニヒル特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市竹岡地先の富津市市道三二八七号線と同市市道三二九四号線との接点を起点とし、同所から同市市道三二九四号線を南西へ進み同市市道三二九三号線との接点に至り、同所から同市市道三二九三号線を南東へ進み同市市道三二九二号線との接点に至り、同所から同市市道三二九二号線を南西へ進み同市市道三二八五号線との接点に至り、同所から同市市道三二八五号線を北東へ進み同市市道三二八六号線との接点に至り、同所から同市市道三二八六号線を北西へ進み同市市道三二八八号線との接点に至り、同所から同市市道三二八八号線を北東へ進み同市市道三二八七号線との交点に至り、同所から同市市道三二八七号線を北東へ進み同市市道三二九〇号線との接点に至り、同所から同市市道三二九〇号線を北東へ進み同市市道三二八七号線との接点に至り、同所から同市市道三二八七号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百十九 富津市西大和田特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市障子谷地先の富津市市道二一六号線と同市市道二〇六六号線との接点を起点とし、同所から同市市道二〇六六号線を南へ進み県道網郡線との接点に至り、同所から県道網郡線を西へ進み同市市道二〇三八号線との接点に至り、同所から同市市道二〇三八号線を北西へ進み同市市道二〇三七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇三七号線を北東へ進み同市市道一一六号線との接点に至り、同所から同市市道一一六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十 明神台谷津保全ゾーン特定猟具使用禁止区域（銃器）

佐倉市西御門三〇番四ほか五八筆のちばりサーチパーク環境保全ゾーン区域内

二百二十一 家徳特定獵具使用禁止区域（銃器）

東金市家徳地先の県道東金片目線と東金市市道四〇四六号線との接点を起点とし、同所から県道東金片目線を南東へ進み同市市道四一〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道四一〇〇号線を南西へ進み同市市道〇二二二号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二三号線を北西へ進み同市市道〇二三五号線との接点に至り、同所から同市市道〇二三五号線を南西へ進み同市市道〇二二六号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二六号線を北西へ進み同市市道四〇四六号線との接点に至り、同所から同市市道四〇四六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百二十二 増穂特定猟具使用禁止区域（銃器）

[illegible]

二百二十三 作田特定獵具使用禁止区域（銃器）

山武郡九十九里町小関地区の県道飯沼片貝線と山武郡九十九里町街道一七号線との交点を起点とし、同所から同町街道一七号線を北西へ進み東金市と山武郡九十九里町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み山武市市道〇四一〇〇七五号線との接点に至り、同所から同市市道〇四一〇〇七五号線を北東へ進み県道成東鳴浜線との接点に至り、同所から県道成東鳴浜線を北西へ進み同市市道〇一〇二九号線との交点に至り、同所から同市市道〇一〇二九号線を北東へ進み同市市道〇一〇二八号線との交点に至り、同所から同市市道〇一〇二八号線を南東へ進み同市市道〇一〇二八号線との交点に至り、同所から同市市道〇一〇二八号線と

二百三十三 長南町山内特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町山内地先の長生郡長南町道三級山内二八号線と同町町道二級山内市原線との接点を起点とし、同所から同町町道三級山内二八号線を西へ進み同町町道三級山内二八号線の終点に至り、同所から同町町道三級山内二八号線を南西へ延長した直線を南西へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南へ進み同町町道二級山内市原線との接点に至り、同所から同町町道二級山内市原線を北へ進み起点に至る線で囲まれた地域

二百三十四 長柄町六地藏特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長柄町六地藏地先の県道千葉茂原線と長生郡長柄町町道一三三三号線との接点を起点とし、同所から県道千葉茂原線を南東へ進み同町山根字三島野二、〇一三番四二地先の同町町道一三三九号線との接点に至り、同所から同町町道一三三九号線を南西へ進み同町町道一四七七号線との接点に至り、同所から同町町道一四七七号線を東へ進み同町山根二、〇二番一六八地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同町町道一三三一号線との接点に至り、同所から同町町道一三三一号線を南東へ進み同町町道一三〇二号線との接点に至り、同所から同町町道一三〇二号線を南東へ進み同町町道一四七五号線との接点に至り、同所から同町町道一四七五号線を南西へ進み同町町道一三三三三号線との接点に至り、同所から同町町道一三三三三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十五 押日・井沢特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市岬町三門地先の国道二二八号と江場土川左岸との接点を起点とし、同所から江場土川左岸を西へ進みいすみ市市道岬八号線との接点に至り、同所から同市市道岬八号線を北へ進み同市市道岬四二三六号線との接点に至り、同所から同市市道岬四二三六号線を北西へ進み同市市道岬四二四四号線との接点に至り、同所から同市市道岬四二四四号線を北へ進み同市市道岬四二二八号線との接点に至り、同所から同市市道岬四二二八号線を北西へ進み同市市道岬四二〇七号線との接点に至り、同所から同市市道岬四二〇七号線を南西へ進み県道夷隅長者線との接点に至り、同所から県道夷隅長者線を西へ進み同市市道岬一号線との接点に至り、同所から同市市道岬一号線を西へ進み同市市道岬一二六九号線との接点に至り、同所から同市市道岬一二六九号線を北へ進み県道夷隅太東線との接点に至り、同所から同市市道岬六号線と岬一二六九号線を北へ進み夷隅川右岸との交点に至り、同所から夷隅川右岸を北東へ進み国道二二八号との交点に至り、同所から国道二二八号を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十六 田倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

国道四六五号と富津市市道高溝高岩線との接点を起点とし、同所から国道四六五号を西へ進み湊川右岸との交点に至り、同所から湊川右岸を北西へ進み同市市道大森蛭田線との交点に至り、同所から同市市道大森蛭田線を北西へ進み同市恩田字南ヶ崎五一番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を北へ進み県道久留里鹿野山湊線との接点に至り、同所から県道久留里鹿野山湊線を南東へ進み林道鹿野山一号線との接点に至り、同所から林道鹿野山一号線の終点から南東へ延長した直線を南東へ進み林道鹿野山線の終点から西へ延長した直線との交点に至り、同所から林道鹿野山線の終点から西へ延長した直線を東へ進み林道鹿野山線との接点に至り、同所から林道鹿野山線を北東へ進み同市田倉字アラチ二八番地先の君津市と富津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市宇藤原字大田五四六番一地先に至り、同所から尾根を南西へ進み同市高溝字大谷一二八番五地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道南畑大谷線との接点に至り、同所から同市市道南畑大谷線を南西へ進み同市市道高溝高岩線との接点に至り、同所から同市市道高溝高岩線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十七 袖ヶ浦市横田特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市下望陀一三四番一地先の木更津市管理道路を起点とし、同所から同管理道路を北東へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を南東へ進み袖ヶ浦市市道〇二二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二五号線を南東へ進み同市横田四、七七五番五地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を東へ進み同市永地一、六七四番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市横田五、五二〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市横田五、五二九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、五三二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田五、六四八番二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、六五一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田六四二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市市道五二二〇号線との接点に至り、同所から同市市道五二二〇号線を南へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み県道馬来田停車場中川線との接点に至り、同所から県道馬来田停車場中川線を南東へ進み同市市道五四〇六号線との接点に至り、同所から同市市道五四〇六号線を南西へ進み同市市道〇一二六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二六号線を南東へ進み同市市道〇二二七号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二七号線を西へ進み県道長浦上総線との接点に至り、同所から県道長浦上総線を北東へ進み同市市道五三〇八号線との接点に至り、同所から同市市道五三〇八号線を南西へ進み同市市道五一〇号線と北東へ進み同市市道五一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇七号線を北西へ進み同市市道五一〇号線との接点に至り、同所から同市市道五一〇号線を北東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を北西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み同市市道〇一二四号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二四号線を北西へ進み同市大島居七二五番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み木更津市と袖ヶ浦市との境界線との接点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

二百三十八 八千代ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

八千代市米本二、八三四番一ほか五〇七筆の八千代ゴルフクラブ区域内並びに同市米本二、八二三番及び二、八二四番、同市下高野三九〇番、同市下高野三九二番、三九三番一、三九四番一、三九五番一、三九六番一、三九七番二、三九八番二、四〇一番二、四〇二番三及び四〇二番四並びに同市保品一、三三六番二、一、三三八番一及び一、三三九番一

二百三十九 立山特定猟具使用禁止区域（銃器）

夷隅郡御宿町上布施地先の夷隅郡御宿町町道四〇七九号線と同町町道〇二〇五号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇二〇五号線を南西へ進

み県道上布施勝浦線との接点に至り、同所から県道上布施勝浦線を南西へ進み林道実谷線との接点に至り、同所から林道実谷支線ととの接点に至り、同所から林道実谷支線を北西へ進み同町町道四六九八号線との接点に至り、同所から同町町道四六九八号線を北西へ進み勝浦市と同町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町上布施三、三六四番五地先の里道との交点に至り、同所から同里道を北西へ進み農道下沖ノ田線との接点に至り、同所から農道下沖ノ田線を北へ進み勝浦市市道二〇七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇七線を北東へ進み同市市道五〇八一号線との接点に至り、同所から同市市道五〇八一号線を東へ進み同町町道四〇八〇号線との接点に至り、同所から同町町道四〇八〇号線を北東へ進み同町町道四〇七九号線との接点に至り、同所から同町町道四〇七九号線を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十 白里海岸特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市北今泉地先の大網白里市市道五〇一〇九号線と同市市道五〇一〇六号線との接点を起点とし、同所から同市市道五〇一〇六号線を南東へ進み同市市道五〇一九二号線との接点に至り、同所から同市市道五〇一九二号線を北東へ進み同市と山武郡九十九里町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み九十九里海岸汀（てい）線との接点に至り、同所から九十九里海岸汀（てい）線を南西へ進み同市と長生郡白子町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を北東へ進み同市市道六〇二二三号線との接点に至り、同所から同市市道六〇二二三号線を北西へ進み同市市道六〇二二九号線との接点に至り、同所から同市市道六〇二二九号線を北西へ進み同市市道六〇一七六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一七六号線を北東へ進み同市市道六〇一〇二五号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一〇二五号線を北西へ進み同市市道六〇一六五号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一六五号線を北東へ進み同市市道六〇一六五号線の終点に至り、同所から堀川を横断し同市市道六〇一四五号線の終点に至り、同所から同市市道六〇一四五号線を北東へ進み同市市道六〇一〇二四号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一〇二四号線を北西へ進み同市市道六〇一〇三〇号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一〇三〇号線を北東へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を南東へ進み同市市道五〇一二七号線との接点に至り、同所から同市市道五〇一二七号線を北東へ進み同市市道五〇一二二号線との接点に至り、同所から同市市道五〇一二二号線を北東へ進み同市市道五〇一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道五〇一〇九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十一 成田ゆめ牧場特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市名木字前原七三〇番一ほか六筆の成田ゆめ牧場の区域内

二百四十二 匝瑳市飯塚特定猟具使用禁止区域（銃器）

匝瑳市飯塚地先の匝瑳市市道五一八二号線と同市市道五一八八号線との接点を起点とし、同所から同市市道五一八八号線を北東へ進み同市市道五〇〇九号線との接点に至り、同所から同市市道五〇〇九号線を南東へ進み同市市道二〇四号線との接点に至り、同所から同市市道二〇四号線を南東へ進み同市市道五二三四号線との接点に至り、同所から同市市道五二三四号線を北東へ進み同市市道二二三号線との接点に至り、同所から同市市道二二三号線を東へ進み県道八日市場山田線との接点に至り、同所から県道八日市場山田線を南東へ進み同市市道五二三九号線との接点に至り、同所から同市市道五二三九号線を南東へ進み同市市道五一四〇号線との接点に至り、同所から同市市道五一四〇号線を北東へ進み同市市道二三四号線との接点に至り、同所から同市市道二三四号線を北東へ進み同市市道五〇八四号線との接点に至り、同所から同市市道五〇八四号線を北へ進み同市市道五〇八七号線との接点に至り、同所から同市市道五〇八七号線を南東へ進み同市市道二四号線との接点に至り、同所から同市市道二三四号線を南西へ進み同市市道五〇二〇号線との交点に至り、同所から同市市道五〇二〇号線を南東へ進み旭市と匝瑳市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道五〇二二三号線との接点に至り、同所から同市市道五〇二二三号線を南東へ進み同市市道五〇五〇三〇号線との交点に至り、同所から同市市道五〇五〇三〇号線を南西へ進み同市市道五一六〇号線との交点に至り、同所から同市市道五一六〇号線を南東へ進み同市市道二〇〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇〇一号線を南西へ進み同市市道二〇〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇二二号線を南東へ進み同市市道二〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇六号線を南西へ進み県道八日市場山田線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇七号線と西へ進み同市市道二〇〇〇五号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇〇五号線を西へ進み同市市道二〇〇〇七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇〇七号線を北西へ進み同市市道五一八四号線との接点に至り、同所から同市市道五一八四号線を西へ進み同市市道二二二一号線との接点に至り、同所から同市市道二二二一号線を北西へ進み同市市道五一八二号線との接点に至り、同所から同市市道五一八二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十四 乾草沼特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町宮川地先の山武郡横芝光町町道二一四〇号線と同町町道二一三三号線との接点を起点とし、同所から同町町道二一三三号線を北東へ進み同町町道G〇七六号線との接点に至り、同所から同町町道G〇七六号線を南東へ進み同町町道二一〇〇号線との接点に至り、同所から同町町道二一〇〇号線を南西へ進み同町町道二一四〇号線との交点に至り、同所から同町町道二一四〇号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十五 大角・新里特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市大角地先の県道大栄栗源干潟線と県道佐原椿海線との接点を起点とし、同所から県道佐原椿海線を南東へ進み香取市市道二一五九号線との接点に至り、同所から同市市道二一五九号線を南西へ進み同市市道六六一五号線との接点に至り、同所から同市市道六六一五号線を北西へ進み同市市道六六〇四号線との接点に至り、同所から同市市道六六〇四号線を北西へ進み県道山田栗源線との接点に至り、同所から県道山田栗源線を北西へ進み同市市道六五九二号線との接点に至り、同所から同市市道六五九二号線を北東へ進み同市市道二一四七号線との接点に至り、同所から同市市道二一四七号線を北東へ進み県道大栄栗源干潟線との交点に至り、同所から県道大栄栗源干潟線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、習志野カントリークラブ空港コース特定猟具使用禁止区域を除く。

二百四十六 東庄町青馬特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡東庄町青馬地先の香取郡東庄町町道二〇八九号線と同町町道二〇二七号線との接点を起点とし、同所から同町町道二〇二七号線を南西へ進み同町青馬二、二四六番一地先の同町町道二二八六号線との接点に至り、同所から同町町道二二八六号線を南西へ進み同町町道二二八三号線との接点に至り、同所から同町町道二一八三号線を北西へ進み同町町道二〇一〇一号線との接点に至り、同所から同町町道二〇一〇一号線を北西へ進み同町町道二〇八九号線との接点に至り、同所から同町町道二〇八九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十七 中野特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区中野町地先の千葉市市道中野町五九号線と同市市道中野町四号線との交点を起点とし、同所から同市市道中野町四号線を南東へ進み八街市市道二

〇四三号線との接点に至り、同所から同市市道二〇四三号線を南東へ進み同市市道二〇三六号線との接点に至り、同所から同市市道二〇三六号線を南東へ進み千葉市市道中野町一三六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一三六号線を南東へ進み同市市道中野町一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一〇五号線を南西へ進み同市市道中野町一一〇号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一一〇号線を南西へ進み同市市道中野町一二七号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一二七号線を南西へ進み同市市道中野町一二八号線との接点に至り、同所から同市市道中野町一二八号線を南西へ進み同市市道中野町一四一號線との接点に至り、同所から同市市道中野町一四一號線を南へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を南東へ進み同市市道中野町二二三号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二二三号線を南東へ進み同市市道中野町二四三号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四三号線を南へ進み同市市道中野町二九六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二九六号線を南へ進み同市緑区下大和田町一、三三四番地先の生活道路との接点に至り、同所から同市市道中野町二九六号線との交点に至り、同所から同水路を北西へ進み同市緑区下大和田町一、三三二番の水路との接点に至り、同所から同水路を北西へ進み同市市道中野町二九六号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二九六号線を北東へ進み同市指定道路中野町三〇号線との接点に至り、同所から同市指定道路中野町三〇号線を北東へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み県道菅田停車場中野線との交点に至り、同所から県道菅田停車場中野線を南西へ進み同市市道中野町二四八号線との接点に至り、同所から同市市道中野町二四八号線を南西へ進み同市指定道路中野町一七号線との接点に至り、同所から同市指定道路中野町一七号線を北西へ進み同市若葉区中野町二、九一九番地先の千葉市東部土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北東へ進み同市若葉区中野町二、九一一番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北西へ進み同市若葉区和泉町一、〇五一番一地先の同土地改良区管理の小排水路との交点に至り、同所から同小排水路を北東へ進み同土地改良区管理の大和田幹線排水路との接点に至り、同所から同幹線排水路を北西へ進み同土地改良区管理の鎌田谷津排水路との接点に至り、同所から同排水路を北東へ進み同市市道中野町五九号線との交点に至り、同所から同市市道中野町五九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十八 野呂西特定獵具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区中田町地先の国道二二六号と千葉市市道中田町一八二一號線との接点を起点とし、同所から同市市道中田町一八一號線を東へ進み同市市道中田町一八四號線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八四號線を南西へ進み同市市道中田町一八八號線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八八號線を南東へ進み同市市道中田町一八七號線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八七號線を南東へ進み同市若葉区野呂町六四三番四地先の千葉市東部土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を東へ進み同市若葉区野呂町二〇九三番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を北へ進み同土地改良区管理の平川幹線排水路との交点に至り、同所から同幹線排水路を南東へ進み同市若葉区野呂町二〇六八番地先の同土地改良区管理の小排水路との接点に至り、同所から同小排水路を南東へ進み同市若葉区野呂町二〇六九番地先の同土地改良区管理の支線道路との接点に至り、同所から同支線道路を南西へ進み同市市道野呂町一四四號線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一四四號線を北東へ進み同市市道野呂町五五六號線との接点に至り、同所から同市市道野呂町五五六號線を南西へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を北東へ進み同市市道清泉町二六號線との接点に至り、同所から同市市道清泉町二六號線を南西へ進み同市若葉区野呂町七七七番三三三地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道野呂町四四四號線との接点に至り、同所から同市市道野呂町四四四號線を南東へ進み同市市道野呂町一五七七號線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一五七七號線を南西へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を南東へ進み同市若葉区古泉町と同市若葉区野呂町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道野呂町一七九號線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一七九號線を北西へ進み同市市道野呂町一五五五號線との交点に至り、同所から同市市道野呂町一五五五號線を南へ進み同市市道野呂町一九九號線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一九九號線を北西へ進み同市市道高田町二四〇號線との接点に至り、同所から同市市道高田町二四〇號線を北西へ進み同市市道野呂町一九六六號線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一九六六號線を北東へ進み千葉東金道路との交点に至り、同所から千葉東金道路を北西へ進み同市都市計画道路養田町野呂町線との交点に至り、同所から同市都市計画道路養田町野呂町線を北東へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百四十九 富田特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区御成台一丁目地先の千葉市市道若松町金親町線と同市市道坂戸町下田町線との交点を起点とし、同所から同市市道坂戸町下田町線を北東へ進み同市市道下田町七号線との接続点に至り、同所から同市市道下田町七号線を北東へ進み県道浜野四街道長沼線との接続点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北西へ進み同市市道谷当町一〇九一番六地先に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み同市市道谷当町二六号線との接続点に至り、同所から同市市道谷当町二六号線を北東へ進み同市指定道路谷当町一号線との接続点に至り、同所から同市指定道路谷当町一号線を南東へ進み同市市道谷当町二七号線との接続点に至り、同所から同市市道谷当町二七号線を東へ進み谷当橋との接続点に至り、同所から谷当橋を北東へ進み鹿島川右岸との接続点に至り、同所から鹿島川右岸を南東へ進み裏谷津排水路との接続点に至り、同所から裏谷津排水路を南東へ進み同市若葉区上泉町一、四九一番地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接続点に至り、同所から同市市道下泉町七〇号線を南西へ進み同市市道下泉町六〇号線との接続点に至り、同所から同市市道下泉町六〇号線を北西へ進み同市市道下泉町五九号線との接続点に至り、同所から同市市道下泉町五九号線を南西へ進み同市市道下泉町六九号線との接続点に至り、同所から同市市道下泉町六九号線を南西へ進み同市市道下泉町一〇九号線との接続点に至り、同所から同市市道下泉町一〇九号線を南東へ進み同市市道下泉町一五二号線との接続点に至り、同所から同市市道下泉町一五二号線を南東へ進み県道千葉川上八街線との接続点に至り、同所から県道千葉川上八街線を北東へ進み県道岩富山台線との接続点に至り、同所から県道岩富山台線を南東へ進み同市指定道路小間子町三三三号線との接続点に至り、同所から同市指定道路小間子町三三三号線を南西へ進み同市市道小間子町二五五号線との接続点に至り、同所から同市市道小間子町二五五号線を南西へ進み同市市道富田町六八号線との接続点に至り、同所から同市市道富田町六八号線を南西へ進み同市市道富田町一三九号線との接続点に至り、同所から同市市道富田町一三九号線を南東へ進み同市市道富田町一四〇号線との接続点に至り、同所から同市市道富田町一四〇号線を南東へ進み同市若葉区富田町一、〇〇四番二地先の生活道路との接続点に至り、同所から同市生活道路を南西へ進み同市指定道路富田町三三三号線との接続点に至り、同所から同市指定道路富田町三三三号線を南西へ進み同市市道御殿町三三三号線との接続点に至り、同市市道御殿町三三三号線を南東へ進み同市市道富田町九八号線との接続点に至り、同所から同市市道富田町九八号線を南東へ進み同市市道若葉区富田町一、一六二番一地先の生活道路との接続点に至り、同所から同市生活道路を西へ進み同市市道富田町七九号線との接続点に至り、同所から同市市道

富田町七九号線を南西へ進み同市市道富田町一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道富田町一〇五号線を東へ進み同市若葉区富田町一、一五六番地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道富田町二二〇号線との接点に至り、同所から同市市道富田町二二〇号線を南東へ進み同市若葉区富田町一、二六七番一地先の農業用排水路との接点に至り、同所から同排水路を南西へ進み鹿島川右岸との接点に至り、同所から同排水路を南西に延長した直線を南西へ進み同市市道古泉町五号線との接点に至り、同所から同市市道古泉町五号線を南東へ進み同市市道古泉町七四号線との接点に至り、同所から同市市道古泉町七四号線を南東へ進み同市市道和泉町一五号線との接点に至り、同所から同市市道和泉町一五号線を北西へ進み同市市道和泉町一四号線との接点に至り、同所から同市市道和泉町一四号線を北西へ進み同市若葉区古泉町四六九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市若葉区古泉町四六九番一地先の道路を南西へ進み同市市道中田町一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一五〇号線を南西へ進み同市若葉区古泉町四四二番三地先の道路との接点に至り、同所から同市若葉区古泉町四四二番三地先の道路を南西へ進み同市指定道路古泉町一号线との接点に至り、同所から同市指定道路古泉町一号线を南へ進み同市若葉区中田町一四九番地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を西へ進み同市若葉区古泉町八〇二番一地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み同市若葉区古泉町八三一番地先の千葉市東部土地改良区管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を西へ進み同市市道中田町一八八号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八八号線を南へ進み同市市道中田町一八四号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八四号線を北へ進み同市市道中田町一八一号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一八一号線を西へ進み県道浜野四街道長沼線との接点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み同市市道中田町七三号線との接点に至り、同所から同市市道中田町七二号線を北東へ進み同市若葉区中田町八六番四地先へ至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み同市市道中田町七三号線との接点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北西へ進み同市若葉区更科町二、〇一六番一地先に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北西へ進み県道千葉川上八街線との接点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南西へ進み同市市道若松町金親町線との接点に至り、同所から同市市道若松町金親町線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十 松丸・島特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市松丸地先のいすみ市市道一三〇四号線と県道茂原東隅線との接点を起点とし、同所から県道茂原東隅線を南西へ進み同市市道一三二四号線との接点に至り、同所から同市市道一三二四号線を北西へ進み同市市道一〇一〇一号线との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇一号线を北へ進み同市市道二九五号線との接点に至り、同所から同市市道二九五号線を南東へ進み同市市道一三〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道一三〇〇号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十一 有古特定猟具使用禁止区域（銃器）

本更津市有古一、四八五番地先の農道と本更津市と袖ヶ浦市との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を北東へ進み本更津市有古一八番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市市道二一四号線との接点に至り、同所から同市市道二一四号線を北西へ進み同市市道下望院八八四番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南へ進み同市市道五〇九五号線との接点に至り、同所から同市市道五〇九五号線を南西へ進み同市市道五〇九〇号線との接点に至り、同所から同市市道五〇九〇号線を南西へ進み同市市道五〇八九号線との接点に至り、同所から同市市道五〇八九号線を西へ進み同市有古一、〇七五番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道二一六号線との接点に至り、同所から同市市道二一六号線を北へ進み同市有古一、八五二番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道五二〇七号線との接点に至り、同所から同市市道五二〇七号線を西へ進み同市有古一、二四九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市有古一、六三九番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十二 八街西特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市八街い地先の八街市市道二二二号線と県道千葉八街横芝線との接点を起点とし、同所から県道千葉八街横芝線を北東へ進み同市市道二二〇号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇号線を南東へ進み県道千葉川上八街線との交点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南西へ進み同市市道二二二号線との接点に至り、同所から同市市道二二二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十三 酒々井特定猟具使用禁止区域（銃器）

印旛郡酒々井町飯積地先の印旛郡酒々井町町道〇二一〇二二号線と同町町道三三〇二二二号線との接点を起点とし、同所から同町町道三三〇二二二号線を北東へ進み同町町道三三〇二二二号線との接点に至り、同所から同町町道三三〇二二二号線を北へ進み同町町道三三〇二二二号線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み佐倉都市計画事業酒々井南部土地区画整理事業区域内の水路との接点に至り、同所から同水路を南東へ進み八街市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町町道〇二一〇二二二号線との接点に至り、同所から同町町道〇二一〇二二二号線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十四 上砂特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市上砂地先の八街市市道三二〇〇二二号線と同市市道一八〇三三四号線との接点を起点とし、同所から同市市道一八〇三三四号線を東へ進み同市市道三二〇〇二二号線との交点に至り、同所から同市市道三二〇〇二二号線を南へ進み同市市道二二七号線との接点に至り、同所から同市市道二二七号線を南西へ進み同市市道二二五号線との接点に至り、同所から同市市道二二五号線を北西へ進み同市市道三二〇〇二二号線との接点に至り、同所から同市市道三二〇〇二二号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十五 富里市日吉倉地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

富里市日吉倉地先の富里市市道〇一〇〇〇三三三号線と同市市道一〇二二九号線との接点を起点とし、同所から同市市道一〇二二九号線を北東へ進み成田市市道七二六三三三号線との接点に至り、同所から同市市道七二六三三三号線を北東へ進み根本名川右岸堤防法（のり）肩との交点に至り、同所から同堤防法（のり）肩を南東へ進み同市市道七二二七三三三三号線との交点に至り、同所から同市市道七二二七三三三三号線を南西へ進み富里市市道一〇二二四一三三三三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二二四一三三三三号線を南西へ進み同市市道〇一〇〇〇三三三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇〇〇三三三三号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十六 西林北部特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市八街字外満木山ろ五五番四ほか八筆の日欧警察本家庭犬訓練学校区域内

二百五十七 東庄町栗野特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡東庄町栗野地先の県道小見川海上線と香取郡東庄町町道三〇二九号線との接点を起点とし、同所から県道小見川海上線を南東へ進み同町町道三〇八八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇八八号線を北西へ進み同町町道三〇三八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三八号線を北西へ進み同町町道三〇三九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三九号線を北東へ進み同町町道三〇二九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇二九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十八 栄町安食・北特定狢具使用禁止区域（銃器）

印旛郡栄町北地先の若草大橋有料道路と利根川右岸との交点を起点とし、同所から利根川右岸を東へ進み印旛郡栄町安食三、七九六番と同町須賀一、九四五番との境界線を北西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東へ進み同町安食三、七九六番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み県道佐原我孫子自転車道線との接点に至り、同所から県道佐原我孫子自転車道線を南西へ進み若草大橋有料道路との交点に至り、同所から若草大橋有料道路を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十九 佐室・高谷特定狢具使用禁止区域（銃器）

いすみ市高谷地先のいすみ市市道〇二二五号線と同市市道三二四七号線との接点を起点とし、同所から同市市道三二四七号線を南東へ進み同市市道三一四八号線との接点に至り、同所から同市市道三二四八号線を南東へ進み同市市道三二五〇号線との接点に至り、同所から同市市道三二五〇号線を南東へ進み同市市道二二四一号線との接点に至り、同所から同市市道二二四一号線を南東へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み同市市道〇二二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二五号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十 金谷郷特定狢具使用禁止区域（銃器）

大網白里市金谷郷地先の大網白里市市道〇二一〇三号線と同市金谷郷二、二五八番地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東へ進み同市市道一〇四一六号線との交点に至り、同所から同市市道一〇四一六号線を南西に進み同市市道〇二一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇三号線を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二百六十一 倉庫環特定狢具使用禁止区域（銃器）

富津市鶴岡二、二二五番の区域

二百六十二 本矢作特定狢具使用禁止区域（銃器）

香取市長山地先の香取市市道二五三八号線と同市長山六七五番三地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東へ進み同市長山六二九番地先に至り、同所から同水路を南東へ進み同市長山五六三番地先に至り、同所から同水路を南東へ進み同市本矢作一、五六三番二地先に至り、同所から同水路を南東へ進み東関東自動車道水戸線との交点に至り、同所から東関東自動車道水戸線を南西へ進み同市市道一〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道一〇一〇号線を北東へ進み同市市道一〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一三号線を北西へ進み同市市道二五四六号線との接点に至り、同所から同市市道二五四六号線を北東へ進み同市市道一〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇号線を北西へ進み同市市道二五三八号線との接点に至り、同所から同市市道二五三八号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域